平成 30 年 10 月 15 日 開会 平成 30 年 10 月 15 日 閉会 (臨時第 9 回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 186 号

平成30年第9回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 30 年 10 月 12 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成30年10月15日(月) 午後2時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1)議案第132号 大山町獣肉解体処理施設条例の制定について
 - 2) 議案第133号 平成30年度大山町一般会計補正予算(第9号)

○開会日に応招した議員

森	本	貴	之	池	田	幸	恵
門	脇	輝	明	加	藤	紀	之
大	原	広	巳	大	杖	正	彦
米	本	隆	記	大	森	正	治
野	П	昌	作	近	藤	大	介
西	尾	寿	博	吉	原	美智	冒惠
岡	田		聰	野	П	俊	明
西	Щ	富三	三郎	杉	谷	洋	_

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 30 年 10 月 15 日 (月曜日)

議事日程

平成30年10月15日(月曜日) 午後2時開会

12番 吉 原 美智恵

- 1 開会(開議)宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第132号 大山町獣肉解体処理施設条例の制定について

11番 西尾 寿博

日程第4 議案第133号 平成30年度大山町一般会計補正予算(第9号)

____.

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 森 本 貴 之 3番 門 脇 輝 明

 4番 加 藤 紀 之
 5番 大 原 広 巳

6番 大 杖 正 彦 8番 大 森 正 治

9番野口昌作 10番近藤大介

13番 岡田 聰 14番 野 口 俊 明

15番 西山富三郎 16番 杉 谷 洋 一

欠席議員(2名)

2番池田幸恵

7番 米 本 隆 記

_____.

欠員(なし)

----·

事務局出席職員職氏名

局長 ············ 持 田 隆 昌 書記 ············生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 …
 小
 口
 大
 紀

 総務課長
 …
 野
 坂
 店
 財務課長
 …
 金
 田
 茂
 之

 農林水産課長
 …
 末
 次
 四
 郎
 建設課長
 …
 大
 前
 満

午後 2 時開会

〇局長(持田 隆昌君) 互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

開会・開議・議事日程

○議長(杉谷 洋一君) ただいまの出席議員は、14人です。

定足数に達していますので、平成30年第9回大山町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって 1 番 森本 貴之議員、 3 番 門脇 輝明議員を指名します。

_____.

日程第2 会期の決定について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

_____.

日程第3 議案第132号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 3、議案第 132 号 大山町獣肉解体処理施設条例の制定 についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長。

〇町長(竹口 大紀君) 議案第 132 号 大山町獣肉解体処理施設条例の制定について 提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町獣肉解体処理施設が11月30日に工事完成する予定であることに伴い、 地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大山町獣肉解体処理施設の設置及び管 理に関する事項について定めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- ○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 15番 西山議員。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) 第 5 条にですね、施設においては、次に掲げる行為をしてはならない(1)公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがある行為としてあります。公の行為とはどういうことですか。または善良な風俗というのはどういうことですか。それから公の行為、または善良な風俗違反の項目はどれくらいあるんですか。それからこの文章ですけどね、公の秩序を乱してというようなことは分かりますけれど、善良な風俗というのはあまり使いませんので、風紀を害する恐れがある行為というように分かりやすくされたらどうですか。これまでの条例の経過があるようですけれど、新しい町長になりまして、機構改革もおこなったりしておりますので、この条例についても現在に合わない表現みたいなものはですね、改正しようというふうなお考えはもっておられませんか。以上です。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** ご指摘いただきましたとおり、他の条例の条文に習って作成したりしております。で、その善良な風俗というところは、風紀だというふうに解説をいただきましたが、正にその通りですので、そのように読み取っていただければというふうに思っています。
- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 西山議員。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) 私もね、ちょっと勉強してきたんですけれどね、公の秩序というのは、国家や社会などの一般的な秩序、大きな課題ですわ。それから善良の風俗というのはね、社会の一般的な道徳的観念や、社会通念に反する法律行為、なかなか分かりませんわ。町民の皆さんも分からんと思いますよ。分からんことをあんたがた議員は何も質疑せずにオッケーしたんかと言われたらいけませんので質問しました。町長、こういうことですよ。

それからですね、お答えがありませんよ。公序良俗違反というのは、何と何となんで すか。教えてください。

それから何回も言ってますけれど、合併の時にはですね、3 町が合併すれば法政能力が高まるということだったんですね。もう一つは、建設事業等の技術が高まるということでしたけれれど、やっぱり旧態以前ですわ。やはり例えば、担当課長、農林課長なら農林課長に前例を習ってやりなさいじゃなくて、条例制定委員会とか審議会というふう

なものをもって、法治国家ですからね、もういうものとかよく分かる。そういうことは 住民にはどのように啓発されますか。お答えがなっていないので、不足のところ答えて ください。

- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- ○町長(竹口 大紀君) お答えします。公序良俗に反するところということですけども、 もう具体的には人倫に反する行為、正義の観念に反する行為、個人の自由を極度に制限 する行為、それから暴利行為、以上のような4点だというふうに考えております。

条文の文言に関しましては、やはり条例であっても法律ですので、確かにわかりやすいというのがいいのか思いますが、さまざまな法と照らし合わせて適切な言葉を選んでいくというのが、分かりやすさも大切ですが、そういう法律の文言の構成としては大切なのかというふうに思っておりますが、より住民の皆さんに分かりやすく、説明等はしていきたいなというふうに考えております。

- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 西山議員。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) 人倫に反する行為というのはね、分かりやすくて言えば、既婚者との婚約をするとかっていうのも入るんだそうです。それから正義の理念に反する賭博行為が入るようですよ。個人の自由云々は、これはまあいろいろと、まあちょっと言いませんけど、商売はしてるようなこと、それから暴利行為というのはですね、過度の違約金だとか、今度ここにあれですね、指定管理を受ける方たちは何人ぐらいいらっしゃるんですか。その方たちにもこういうことが課せられますよ、ということですわ。やはり、だからある地域なんかは、禁止行為なんかというのは作ってませんわ。上位法がありますから。人を殴ったりしたら上位法がありますから。へんことをしたら上位法がありますから。禁止行為もない市町村もあるんですよ。まあしかし、倫理節度は大事ですから、しばりは必要ですけれども、そういうある意味でお互いが、尊重し合う、尊敬し合うというのが、まちづくりの理念ですから、そういうような考え方の中の共有する行政の姿勢というものがあってもいいと思いますが、そういうことが分かりやすく説明できますか。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** お答えします。よりいい条例になるように、上位法の範囲内で これからも条例を定め、かつその条例がその町の姿になるように皆さんと思いを共有し ながらやっていきたいというふうに考えております。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他にありませんか。
- ○議員(13番 岡田 聰君) 議長、13番。

- 〇議長(杉谷 洋一君) 13番 岡田議員。
- ○議員(13 番 岡田 聰君) この施設、食肉を作り出す施設なんですけども、食品衛生に関する規定などはどのように考えていらっしゃいますか。指定管理者が作ればいいとお考えなんですか。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- 〇町長(竹口 大紀君) 担当課からお答えいたします。
- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- **〇農林水産課長(末次 四郎君)** お答えします。指定管理者のほうで食品衛生に掛かります許可はとっていただく予定にしております。以上です。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。
- 〇議員(4番 加藤 紀之君) 第4条の(4)ですね、前3号に掲げるもののほか、町長 うが必要と認める業務とありますが、想定されるものとして何かありますでしょうか?
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- ○町長(竹口 大紀君) 担当課からお答えいたします。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) お答えいたします。いろんなことは想定されると思いますけれど、例えば獣肉の PR でありましたり、そういったような広報活動でありましたり、そういったことも該当するではないかと思っています。以上です。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。
- ○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 3番 門脇議員。
- ○議員(3 番 門脇 輝明君) すみません、ちょっと数が多くなりますけれど、質問を させていただきたいと思います。

一つ目としては、第 5 条にいろいろ禁止事項が、書いてあるわけですけれども、他の 条例等を見ますと暴力団の利益になると認められる行為が禁止されている、そういった 規定があるものとないものとございます。

ちなみに大山町の名和民芸伝承館の条例については、本条には書いてありませんけれども、公共建物一次使用条例のほうに規定をされております。逢坂農産物処理加工所の条例には、暴力団の利益共用が規定されております。しかし、塩津にある農産処理加工

所の条例については何も規定がされておりません。こういった違いがある理由は何なのでしょうかということが1点。それから第1条にですね、有害鳥獣捕獲等というふうに書いてありますけれども、この等というのは何を意味しているのでしょうか。

そして3つ目、そのあと、捕獲したというふうにありますけれども、養殖した個体等は、対象にならないんでしょうか。

4 つ目、個体っていうのは、イノシシと日本シカだけしか書いてありません。例えばウサギとか、キジとかなどは含まないということで、必要になればその時に変えるということなのでしょうか。

5 つ目以降、ちょっと条例とは直接つながらないんですけど、排水処理のことについて心配なものですからお尋ねしたいと思いますけれども、処理施設の受け入れ、可能な個体数、これは1日当たり何個体、1週間あたり何個体、月あたり何個体っていうことが計算されておりましたら、教えていただきたいと思いますし、そこで作業に従事される・・・

- ○議長(杉谷 洋一君) すみません、排水はちょっと外してもらえませんでしょうか、 今の質問から、これとはちょっと違いますので。
- ○議員(3 番 門脇 輝明君) 分かりました。それでは別な機会にやりたいと思います。 先ほど岡田議員が衛生管理などで質問されておりましたけれども、この獣肉解体処理施 設で処理した肉については、販売を当然されるわけです。事故等のことが心配なんです けれども、事故等が起こった場合、例えば極端な話、異物混入とか、食中毒とかで最悪 の場合、亡くなられるなんてことも、考えられないことではないと。そういった形で、 被害者への賠償は誰が行われることになるんでしょうか、お伺いしたいと思います。以 上よろしくお願いします。
- **〇議長(杉谷 洋一君)** たくさんありましたけど、執行部のほう、答弁をお願いします。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- ○町長(竹口 大紀君) 担当課からお答えいたします。
- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) お答えいたします。まず暴力団に関連することですが、 条例にはうたっておりませんが、指定管理者の募集要項のなかで、そのことは示すよう にしております。それと有害鳥獣捕獲等の等は何をさすのかということですが、いわゆ る狩猟期、冬の時分ですね、狩猟期に捕れた狩猟期の捕獲をさしております。それと養 殖は対象になるのかということですけれども、一般的にこれは農作物被害等の提言をは かるという意味合いもございますので、あくまでも養殖部分は、今は考えておりません。 それと、ウサギ、キジは含むのかということですが、今は主に想定していますのは、猪

であります。

シカにつきましては今後増えてきましたら、当該施設で処理するかどうか検討はしますけれど、主に想定しますのはイノシシでして、場合によってはシカもということでイノシシとシカ、この2種類を掲げさせていただいております。それと事故、事故等の場合ですけれども、事故につきましても、指定管理者のほうで保険に入っていただいて対応していただくということを予定しております。以上です。

- 〇議員(3番 門脇 輝明君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 門脇議員。
- ○議員(3番 門脇 輝明君) 1番、暴力団関係ですけれども、指定管理の要項のなかでということですけれども、それではなぜ、それぞれみんな私が例に挙げたものは指定管理になっているわけですよね。わざわざそこになぜ書いてあるのか、私としてはちゃんと書くべきところには書いておくべきだというふうに思いますので、できれば規則等で規定していただくほうがいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから指定管理者のほうで被害への賠償について、指定管理者のほうで対応するということになっておりますけど、その保険料等は管理委託料のなかに入っておりますでしょうか。以上。

- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) 暴力団の規則での、うたうという案件ですけれど、ちょっとこのことにつきましてはちょっと検討させていただけたらと思います。あと保険料につきましては、今、指定管理料は、無料というような予定にしておりますので、そのように計画しています。以上です。
- ○議長(杉谷 洋一君) そのほか。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 9番 野口昌作議員。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 附則のところに 12/1 から施行して、その準備行為ということで条例の施行前においても行うことができるというようなことが書いてございますけれども、この条例が、いわゆる設置条例でございます。設置するという言い方が、ございますから、これは予算を付けたときにだいたいは設置条例でも制定するのが本来でないかとは思ったりもします。

それでですね、この附則のところに準備行為をこの 10 月 1 日以前にもやってもいいというようなことが書いてありますから、そうすればですね、今日はまだ 10 月の 15 日でございますが、施行期日をもっと早めるというような方法を取られたら、施行前に準備してもいいんだというようなことをせんでもいいでないかと思ったりしますが、どうでしょうか。

- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- 〇町長(竹口 大紀君) 担当からお答えいたします。
- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) 施行日につきましては、施設が完成したのちのことを示しておりますので、12 月 1 日というふうにしております。しかしながら、その前段と言いますか、指定管理の手続きが必要になってまいります。その手続きをするために施行する施行前においても手続きを行うことができるというような内容で準備行為のところを挙げさせてもらってるところでございます。以上です。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。 これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

〇議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 132 号は原案のとおり可決されました。

_____.

日程第4 議案第133号

- ○議長(杉谷 洋一君) 日程第 4、議案第 133 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)を議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議案第 133 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、9月に発生した台風 24 号により被災した農地農業施設、道路、河川の災害 復旧事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出て来たことなどにより、 歳入歳出の予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求め るものであります。

この補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,882万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を118億8,337万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。なお、詳しくは各課長が補足いたします。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います・・ああ、先走りました。末次農林水

産課長。

- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) それでは農林水産課関係の分を説明させていただきます。5ページの歳出でございますが、まず農業施設運営費で説明部分が、役務費で3万円、内容としましては建物火災保険料というふうにしおております。これは先ほど可決いただきました獣肉解体処理施設の保険料でございます。この分につきましては、町有施設ということで、町のほうで支出をすることとしたいと思っております。

それを、その次で、第3漁港管理費で役務費の手数料が3万3,000円、その下の機械借り上げは4万6,000円でございます。これにつきましては、先ほどの、9月30日の台風等で御来屋漁港の漁港内にあります漁民アパートの西側に川が走っておりますけども、そこの部分に土砂が堆積をしまして、場合によっては漁協につながる暗渠の中にも土砂が入っております。それを撤去する費用でございます。

- 〇総務課長(野坂 友晴君) 議長、総務課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 野坂総務課長。
- ○総務課長(野坂 友晴君) 続きまして、45 款消防費につきましてご説明をさせていただきます。

需要費といたしまして 181 万 4,000 円、これは台風 24 号発生時の緊急避難広報に出かけておりました消防車 1 台が冠水した道路を通行したことによりまして、エンジンを積み替えるというような大規模な修繕が発生したことによるものでございます。

なお、この費用につきましては、全額保険のほうで対応できるということでございま すので、付け加えさせていただきたいと思います。

続きまして、防災対策費のうち、職員手当の時間外勤務手当が 50 万円、これは台風 24 号、25 号の災害対策分 60 人分でございます。管理職員特別勤務手当、これにつきましても同様に 40 万円を計上させていただいておりまして、33 名分ということになっております。以上です。よろしくお願いしましす。

- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) それでは、6 ページ目でございますが、委託料の部分 のまず最初に台風 24 号補助災害復旧事業、測量設計委託料、1,200 万でございます。 これは、このたびの災害にあたりまして国の災害査定にあたるものを委託して測量設計 を行う経費でございます。

続きまして、その次ですけれども、使用料及び賃借料、単独災害復旧機械借上料、 1,185 万円でございますが、これは先ほど全員協議会のときでも説明させていただきま した小規模な部分につきまして、いわゆる県のしっかり守る交付金事業がございますけ れど、それの交付対象となるものにつきまして、原材料支給というような形で機械部分 を地元の方に、機械借上部分をここで支出をさせてもらうというものでございます。

それとその次の工事請負費、台風 24 号補助農業施設災害復旧工事 5,120 万円でございますが、これは大規模な災害にあたった分でございまして、国の査定を受けて、その後工事を、復旧工事を行うというものでございます。

それとその次ですけども、単独農業施設災害復旧工事 1,900 万でございますが、これは全員協議会の時の資料で中規模災害の部分があたる分でして、その部分を町のほうで、測量設計をしまして、発注をしたいというふうに考えております。

最後になりますが、原材料費、単独災害復旧補修用材料代 1,185 万円でございますけれども、これも先ほどの借上の時に申しましたと合わせてですが、復旧するときにそれぞれ水路の U 字工でありましたり、まあそういった諸々の材料代を支給をしまして、支給するものでございます。これも県のしっかり守る交付金事業の補助対象になるものでございます。以上です。

- 〇建設課長(大前 満君) 議長、建設課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 大前建設課長。
- **〇建設課長(大前 満君)** 続きまして第 40 款公共土木施設災害復旧費につきまして説明をいたします。

第 13 節委託料です。単独災害緊急修繕委託料として 1,180 万円、こちらにつきましては、土砂等の撤去等を行う時の役務費的な部分を簡易的に業者委託した場合の費用でございます。

続きまして、台風 24 号ほ場災害復旧事業復旧事業測量設計委託料として、2,500 万円、こちらは補助災害の部分につきまして、測量設計を行い、災害査定の設計書を作 るまでの業務委託を行うものであございます。

続きまして 14 節使用料及び賃借料でございます。単独災害復旧機械借上料 350 万円、 こちらは土砂の撤去等行う時の業者委託をした場合の、機械の借上料等でございます。

続きまして工事請負費単独災害復旧工事 700 万円、こちらは先ほど説明させていただきました単独災害のほうで復旧工事を行う場合の工事費でございます。

続きまして、台風 24 号補助災害復旧工事 7,000 万円、こちらにつきましても先ほど 説明させていただきました補助対象工事費でございます。

続きまして第 16 節原材料費でございます。単独災害復旧補修用材料代といたしまして、280 万円、こちらは簡易な修繕等を行った場合の水路等の製品でありますとか、そういった部分の現材料費として見込んでおります。以上でございます。

- ○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〇議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 9番 野口議員。

- ○議員(9番 野口 昌作君) 6ページでですね、工事請負費、農林関係が7,000万ほどございます。7,020万円、それから公共土木のほうがですね、7,700万ございます。それで補助災害の復旧の測量設計委託料が農林関係では1,200万、それから公共土木の関係では2,500万ということでですね、工事費としては、ほとんど変わらないのに、設計委託料が倍半分という状況でございますが、これはどういうことかということとですね、それから農林水産業費の寄付金がございます。この寄付金というのは、おそらく負担金、施設の工事の負担金だと思いますけども、これは何%の負担金ということでこの数字が出ているかということをお伺いいたします
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- ○議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) お答えします。まず最初に、寄付金ですけれど、農地部分につきましては 15%、農業施設につきましては 10%のご負担をいただくこととしております。

それと設計委託の分でございますが、農林関係でございますと工事費、工事請負費の中の5,120万円の工事費の部分につきましての設計委託が1,200万ということとなります。農林関係につきましては、そういうことでございますので、この後また建設課のほうで説明があります。

- 〇建設課長(大前 満君) 議長、建設課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 大前建設課長。
- **〇建設課長(大前 満君)** 土木災害の 2,500 万円につきましてですけども、内訳といたしまして道路災害のほうで約 500 万円、河川災害のほうで約 2,000 万円を見込んでおります。河川につきましては延長が長いこと等も加味いたしまして、こういった積算の予算となっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議員(13番 岡田 聰君) 議長、13番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 13番 岡田議員。
- O議員(13番 岡田 聰君) ちょっと歳入のほうでお尋ねいたします。

3ページの繰越金の関係ですが、今回 6, 792 万 9, 000 円、いつもまあ補正予算の時には繰越金が計上されますが、ちなみに本年度予算の当初予算では、1 億円でございました。予算が 1 億円、それから今回 6, 792 万 9, 000 円の補正で合計 2 億 7, 139 万 4, 000 円になるわけですが、これの裏付けはどうなってるのか、説明をお願いいたします。というのは、ちなみに 28 年度決算では、2 億 8, 600 万ほどありましたけど、29 年度決算では 5, 400 万の繰越金でありましたが、ご説明をお願いいたします。

- 〇財務課長(金田 茂之君) 議長、財務課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 金田財務課長。
- **〇財務課長(金田 茂之君)** お答えをいたします。先ほど議員のほうから 29 年度の繰

越しにつきまして 5,400 万という話でしたけれども、繰越額につきましては、総額で 6 6 1,158 万 8,774 円となっております。 30 年度に持っていきます繰越目明許費分が 6,541 万 7,000 円ございます。先ほど議員おっしゃいましたとおり当初予算で 1 億計上しておりますし、トータルでいきますと今現在で 2 億 7,000 万くらい予算計上させていただいておりますけれど、残額につきましては、2 億 7,477 万あまりまだ留保財源として繰越金が残っておる状況でございます。以上です。

- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。
- ○議員(4番 加藤 紀之君) 5ページの漁港管理費の機械借上料の話なんですけど、この補正予算が台風24号に基づくものですけれども、その翌週25号が日本に近づきました。直接的な被害はあまりなかったように感じますけれども、港のほうが高潮がかなりひどくてですね、岸壁にかなりの水が打ち寄せていた。当然、暗渠・河川等にもかなりの水が逆流してたのではないのかなと思います。そういった部分は把握しておられるでしょうか。
- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 漁協の関係者の方からはお話を伺っております。 以上です。
- 〇議員(4番 加藤 紀之君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 加藤議員。
- ○議員(4番 加藤 紀之君) そうしますともしかしたら必要であればこの補正では足りなくてまた別の補正予算が違う機会にとかに出てくる可能性というのがあるでしょうか。
- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- **〇農林水産課長(末次 四郎君)** お話は伺っておりますけども、具体的な件数でありましたり、状況というものがまだ把握できておりません。そのへんのところを把握させていただいたうえで検討させてもらえたらというふうに思います。以上です。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 10番 近藤議員。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) このたびの24号台風では本当に町内かなり大きな被害が出ております。農業関係の被害も大きく出ておりまして、特に水田、耕地の被害では 光徳地区、中山地区あたりに被害が集中しております。早速に予算付けていただいて速

やかな執行をお願いしたいと思っておりますけれども、その予算のなかでですね、その 耕地災害に関わるところ、単町でやられる分もあれば、材料費支給という部分で対応さ れるところもあると思いますけれど、被害も大小ありますが、畦畔の被害など農家が希 望すれば、これは全てに対応してもらえるということで理解してよろしいでしょうか。

- 〇農林水產課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- ○農林水産課長(末次 四郎君) 基本的には現場を確認させていただいたうえでそこは 判断をさせてもらえたらというふうに思っています。というか、日頃、通常管理をされ ていてそのうえでやむを得なく被害に合わせたという分につきましては当然、このたび の災害部分で対応させてもらうというふうになりますけども、最終的には現場確認させ てもらったうえで判断をさせてもらいたいというふうに思っています。以上です。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 近藤議員。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) 未確認の話なんですけれど、被害額が一定金額以下の場合は、補助、原材料支給の対象にならないというような話も聞いたりしてるんですが、そういうことはないっていうことですね。今の話だと、通常耕作しておられて、現地を確認して被害があれば尚且つ耕作者が、所有者が希望されれば、対応していただけるということでよろしいですね。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 議長、農林水産課長。
- ○議長(杉谷 洋一君) 末次農林水産課長。
- 〇農林水産課長(末次 四郎君) 基本的には対応させていただきます。
- ○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

〇議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 133 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

O議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第 133 号は案のとおり可決 されました。

_____.

閉会宣告

○議長(杉谷 洋一君) これで本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。会

議を閉じます。

平成30年第9回大山町議会臨時会を閉会します。

_____,

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行いますので、ご起立ください。一同 礼。

お疲れ様でした。

______.

午後2時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 森本 貴之

署名議員 門脇 輝明